

ごせん運送事業者等支援金

原油高騰の影響に伴い、経営に大きな影響を受けている市内の運送事業者等に対して、事業継続のために支援金を交付します。

【対象者】

- 次のいずれかの事業を営んでいる事業者
 - ・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業（靈柩事業を除く）
 - ・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業
- 市内に事業所を有し、現に事業を行っていること。
- 反社会的勢力でないこと。
- 小規模事業者事業継続支援金受給者でないこと。

【支援金額】

申請時点で市内の事業所等に所有している車両（緑ナンバー）1 台につき 50,000 円ただし、五泉市及び他の自治体との契約により運行・収集等で使用する車両の台数を除く。

【上限額】
市内に本社がある場合 2,000,000 円
市内に本社がない場合 1,000,000 円

【申請手続き】

- 申請期限は、令和4年12月28日（水）まで。
- 申請は同一事業者につき 1 回まで。
- 申請には以下の書類が必要です。
 - (1) 申請する対象車両の一覧（様式第 1 号 別紙 1）
 - (2) 市内に本社又は事業所があることが確認できるもの
 - (3) 事業に係る国土交通大臣の許可書又は許可もしくは届出を証明するものの写し
 - (4) 支援対象となる車両すべての自動車車検証の写し及びナンバーが確認できる車両の写真（車両も写るように撮ってください）
 - (5) 直近の確定申告書の写し
※個人事業主は確定申告書（第一表）、法人は法人税の確定申告書（別表一）
 - (6) 振込先の預金通帳等の写し
(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるもの)

○申請書は市役所（商工観光課、村松支所）のほか、五泉商工会議所、村松商工会にもあります。五泉市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法】

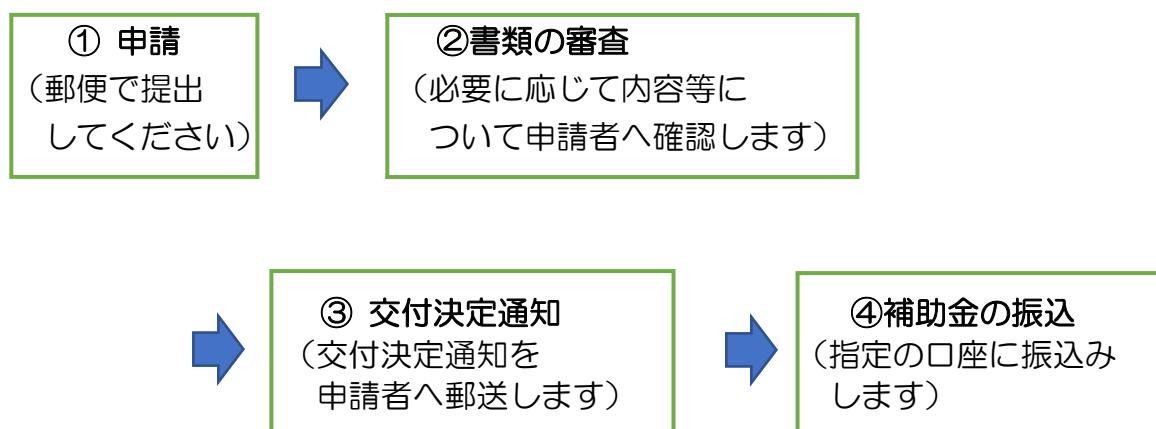
○申請書の提出は新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から窓口での「密集」「密接」を防ぐため、なるべく郵便で提出してください。郵便料は申請者の負担となります。

○送付先 〒959-1692 五泉市太田 1094 番地 1
五泉市役所商工観光課商工係

【問い合わせ】

○五泉市役所 商工観光課 商工係 TEL43-3911（代表）

【申請から交付まで】



※交付決定通知発送までに 1~2ヶ月程度かかります。